

# 「平成26年度第2回 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」 議事概要

開催日時：平成26年11月6日（木）14：00～15：30

開催場所：農林水産省第2特別会議室

出席委員：資料2参照（臼井委員欠席）

## 【議事概要】

### 1. 開会

〈挨拶：植物防疫課福嶋検疫対策室長、司会進行：同課鈴木課長補佐〉

### 2. 1回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案に関する意見交換

〈説明：植物防疫課検疫企画班山田係長〉

〈主な質疑応答〉

#### （1）種子の国際移動

越部委員：日本種苗協会としては、ご提案のコメント案は妥当であると考え  
る。

佐藤委員：コメント案は、問題ない。

#### （2）中古車、機械及び装置の国際移動

久留宮委員：清掃及び処理施設の認可（パラ 84）についてのコメント案は、  
清掃及び処理施設を包含する検査・証明に関するシステム、すなわ  
ち荷口の当該施設への到着から輸出までのプロセス全体を認可の  
対象にするものであり、妥当である。

鈴木補佐：前回第1回国内連絡会において委員から、輸入国が認可すること  
は出来ないかとのご意見を頂いたが、本パラグラフの趣旨は、輸出  
国 NPPO が認可する場合には、輸入国 NPPO は輸入検査の頻度を  
減らすことができるとするものであり、また、輸出国による認可も  
義務ではないことから、輸入国による認可を追加すべきとする合理的  
な理由がないと判断した。

久留宮委員：了解。

古茶委員：輸出用木材こん包材の消毒システムにおいては、国に登録された  
消毒証明実施機関が、消毒実施者の認定及び木材こん包材生産者の  
登録を行っており、国は消毒の検査に直接関与していない。中古車  
等についても、木材こん包材と同様の制度を可能とするコメント案  
と理解して良いか。

鈴木補佐：現時点において、中古車についても木材こん包材と同様の制度を  
設けることを念頭には置いていない。

塩田委員：コメント案は現状に即している。現在、輸出国に中古車の検疫検

査を求めているのは、ニュージーランドだけである。ニュージーランドが示す厳しい検査基準を実施できる国は少ないだろうが、ISPM 案が採択されても日本での対応は問題ない。

### (3) 規制有害動植物のための植物検疫処理 (ISPM28 附属書)

大村委員：コメント案に賛成する。各国毎に環境が異なるので、地球規模で使用できる処理基準にするには、低温処理以外の処理についても、大陸をまたいだ幅広いデータに基づいて検討が行われる方が良い。データが一部地域からしか得られない場合は、処理基準の適用地域を限定することも一案である。

鈴木補佐：日本が得た知見を基に、IPPCに貢献することも重要と考えており、これまで輸入解禁時に輸出国から提出された試験データは、輸出国の了解が得た上で、IPPCでの検討のために提供する用意はある。適用地域を限定した基準については、国際基準としては馴染まないかもしれない。

大村委員：根拠論文が示されていない基準案については、技術的な検討が出来ず信頼性が低い。加盟国協議まで手続が進んでいることが理解できない。

田坂委員：修士論文を根拠としている処理基準案があるが、これまでに同様の事例はあるか。

鈴木補佐：承知していない。いずれにしても、論文が未公開であり検討ができない点は指摘する。

等々力委員：ED値が低いとのコメント案があるが、どの程度の数値が妥当であるとの国際的な共通理解はあるのか。

福嶋室長：実態として、昆虫を対象とする処理基準では、3万頭レベルの殺虫を意味する99.99が広く使用されているが、必須ではない。それより低いED値であっても、輸入国の判断で当該処理基準を採用することはできる。しかし、99.86は低すぎると考えている。

等々力委員：処理基準の評価プロトコルはないのか。

鈴木補佐：現状、IPPCの枠組みでは存在しない。IPPC低温処理専門家会合が昨年開催され、低温処理の殺虫試験に関するガイドラインの策定について議論され始めたところ。

大村委員：ISPM28附属書として採択された処理基準は、どの程度拘束力があるか。

鈴木補佐：ISPM28附属書の処理基準は、各国が採用する義務はないとされている。他方、SPS協定上、加盟国には、国際基準であるISPMに基

づく措置をとることが求められ、もし国際基準より厳しい措置をとる場合にはその正当性を証明することが求められている。このため、採択された処理基準をもって我が国が輸入解禁を求められた場合は検討しなければならないと認識している。

鬼武委員：本 ISPM28 上は、各国は処理基準を採用する義務を負わないが、SPS 協定との関係から、当該基準は尊重されるという理解で良いか。

鈴木補佐：然り。

#### **(4) 規制有害動植物のための診断プロトコル (ISPM27 附属書)**

佐藤委員：コメント案はいずれも診断プロトコルの使用者にとって、利便性の向上に資するものと考ええる。火傷病の検出方法に関して、LAMP法の国際特許に係る情報を追加すべきとのコメント案は、コンプライアンスの観点から有用である。

### **3. 2 回目の加盟国協議に諮られた ISPM 案に対して我が国が提出したコメント (情報提供)**

〈説明：山田係長〉

特に質疑なし。

### **4. 閉会**

以上